

平成29年度

事業計画書（案）

自 平成29年4月 1日

至 平成30年3月31日



社会福祉法人

佐々町社会福祉協議会

◆基本方針

佐々町社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る中核組織として位置づけられ、地域において各種の福祉事業の展開とボランティア団体等、住民組織の育成に努めて参りました。また、介護保険制度導入後は、従来より行ってきた在宅福祉サービスを継続し、地域福祉推進の本来の機能を持つ組織として、地域における「見守りネットワーク活動」や介護予防事業の推進に取り組んで参りました。

平成28年4月に社会福祉法の一部を改正する法律が成立、本年4月より本施行されます。本会におきましても、公益性の高い社会福祉法人として同法の改正趣旨に沿った、法人組織のガバナンス（管理体制）強化と事業運営並びに財務会計の透明性の確保など適切な法人運営に努めます。

今後、急速な少子・高齢化の進行により、1人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、ひとり親世帯の増加と経済的な貧困、不登校やひきこもり等、住民が抱える生活課題・福祉課題は多様化しており、それぞれのニーズに応じたきめ細やかで専門的な支援が求められます。

本会におきましては、心配ごと相談や弁護士無料法律相談等とあわせて、生活困窮者自立相談支援事業にも取り組んでおり、自ら地域に出向き様々な問題・課題を早期に発見し解決に向け、相談者に寄り添った相談支援に努めます。

また、平成28年7月より実施している生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業を継続し、地域ぐるみでの見守り活動、子どもたちの健全な「育ち」と「自立」を支援する事業にも取り組み、1人ひとりの尊厳が保たれ、ともに支えあい、誰もが安心して健やかな生活を送ることができる地域づくりと、子どもから高齢者・障がいを持った方等、分野を問わない包括的な支援体制の構築を目指します。

最後に、行政・保健・医療・教育・福祉等、関係機関・団体との連携をより一層密にし、「住みなれた地域で誰もが安全・安心で充実した生活」が送れるよう、役職員一丸となって、次の重点事項の達成に向け努力して参ります。

◆重点事項

1. 法人のガバナンス（管理体制）強化と透明性の確保

公益性の高い社会福祉法人として、社会福祉法の改正趣旨にあった、法人組織のガバナンス強化と事業運営並びに財務会計の透明性の確保など適切な法人運営に努めます。

2. 職員の資質向上と人材確保

福祉関係諸制度の改正と複雑で多様な住民の福祉ニーズに対応するため、職員の資質向上と意識改革、専門性の高い人材の確保と活用を図り、地域福祉の充実と法人組織の円滑な運営に努めます。

3. 安全・安心に基づく各種事業の推進

介護事故や交通事故、利用者の権利侵害などを防止するためのリスクマネジメント（危機管理）と地震や水害、火災などを想定した避難訓練の実施など、安心で安全な各種サービスの提供に努めます。

4. 行政・関係機関団体との連携と安定的な法人運営の確立

佐々町をはじめ関係機関・団体との連携をより一層図り、法人の健全な運営のため、社協会員の増強と寄付金・共同募金などの有効活用、さらに介護保険法に基づく在宅福祉サービスの充実を図り、法人運営の安定的な財源確保に努めます。

5. 総合相談支援センターの充実と地域づくりの推進

心配ごと相談や弁護士無料法律相談と合わせ、生活困窮者自立相談支援事業、生活福祉資金貸付制度の貸付相談など、分野を問わない総合的な相談支援の実施、さらには、自ら積極的に地域に出向いて、地域に潜在する多様な生活課題・福祉課題の早期発見と早期解決に努めます。

6. 子どもの「育ち」と「自立」を支援する事業の推進

平成28年度から、長崎県の委託事業として生活困窮世帯に属する子どもたちを対象とした学習支援事業を実施しており、子どもたちの基本的な生活習慣の習得や基礎学力の向上、あわせて他者との協調性や社会性を形成することを目的とした居場所づくり等、子どもの「育ち」と「自立」を支援する事業の推進に努めます。

◆推進事業

1. 法人運営事業の推進

- (1) 定款及び諸規程、規則、要綱等の整備
- (2) 本会の目的達成のための理事会、評議員会及び関係委員会の開催
- (3) 人材の育成と確保による事業の実施と安定した組織運営
- (4) 健全な運営及び経営のための監事による監査
- (5) 役員、評議員及び各種委員等の研修会への参加促進
- (6) 関係機関・団体等との連携と協力体制の確立強化
- (7) 職員の知識・技能・技術向上のための研修と各種資格取得の奨励
- (8) 自主財源の確保と事業の効率化に努め経費の削減等による経営の改善
- (9) 経理規程に基づいた適切な会計事務の実施
- (10) 社会福祉法の改正に合わせた適切な法人運営の推進

2. 地域福祉事業の推進

- (1) 総合相談事業「心配ごと相談」「弁護士無料法律相談」の実施
- (2) 日常生活自立支援事業の推進及び成年後見制度の普及・啓発
- (3) 佐々町福祉資金貸付事業の実施
- (4) 長崎県生活福祉資金貸付事業の実施
- (5) 生活困窮者自立相談支援事業の実施
- (6) 救急法・普通救命講習Ⅰ等の研修会の開催
- (7) 「高齢者見守り講座」と「介護技術研修会」の開催
- (8) 情報収集・広報啓発活動と情報の発信、「ホームページ」の充実
- (9) 「福祉ネットワーク」活動の推進と機能強化
- (10) 福祉協力員活動の推進
- (11) 寝たきり・認知症などの高齢者を介護する「介護者の会」への支援
- (12) 生活困窮者自立支援制度に基づく「子どもの学習支援事業」の実施
- (13) 地域福祉懇談会の開催
- (14) 積極的なアウトリーチ（訪問支援）を通じた福祉課題の早期発見と解決に向けた取組み
- (15) 「障害者差別解消法」の普及と啓発
- (16) 生計困難者レスキュー事業の周知と協力に向けた調査・研究

3. 在宅福祉事業の推進

- (1) ホームヘルプサービス（疾病）事業
- (2) 育児支援ホームヘルプサービス事業
- (3) 佐々町日中一時支援事業
- (4) 佐々町移動支援事業

4. 介護予防事業の推進

- (1) 地域デイサービス事業の内容充実とボランティア協力者の育成
- (2) 地域包括支援センターとの連携

5. 障害者総合支援法に対応した事業の推進

- (1) 居宅介護事業
- (2) 重度訪問介護事業

6. 各種募金事業の推進

- (1) 赤い羽根共同募金
- (2) 歳末助け合い募金
- (3) 日本赤十字社社資
- (4) 戦没者慰霊奉賛金
- (5) 社会を明るくする運動 犯罪予防援助金
- (6) 24時間テレビチャリティー募金
- (7) その他「災害義援金」等の募集

7. ボランティア・住民参加・福祉教育の推進

- (1) ボランティアセンターの充実
- (2) 地域防災ボランティア研修会の開催
- (3) 災害ボランティアセンター設置・運営に関する研修会等の開催
- (4) ボランティア団体の育成と登録ボランティア団体への活動助成
- (5) 登録ボランティア団体及び個人ボランティアの協働活動の推進
- (6) 福祉協力校（保育園、小中高校）への支援
- (7) 小学生対象「福祉スクール」及び中・高校生対象「福祉教室」の開催
- (8) 中・高・大学生の実習生等の受入れ
- (9) 第29回 佐々町伝統芸能伝承活動「観月会」の開催
- (10) 「民生委員制度100周年記念（第24回）佐々町社会福祉大会」の開催
- (11) 「第20回 福祉もちつき大会」の開催
- (12) 「第12回 高齢者・小中高校生 囲碁・将棋交流大会」の開催
- (13) 福祉文化の創造・協力・育成
- (14) 「ココロねっこ運動」への協力・啓発
- (15) 不登校・ひきこもり・発達障がい児・者の親の会「こもれび」への支援

8. 介護保険事業の推進

- (1) 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業
 - ①ホームヘルパーの技術向上のための各種研修会の実施
 - ②訪問介護員の確保と人材育成

- (2) 通所介護事業・介護予防通所介護事業
 - ①デイサービス室の環境整備
 - ②口腔体操や脳トレなどの生活機能訓練の充実
 - ③書道や園芸などの趣味活動の内容充実

- (3) 居宅介護支援事業
 - ①在宅生活に重点を置いた包括的なケアプランの作成
 - ②地域包括支援センター・行政機関、他関係施設等との連携
 - ③介護支援専門員としての専門的知識の習得のための研修会等への参加

- (4) 在宅介護の充実を図るための人材確保と育成

- (5) 地域ケア会議などを通じた多職種との連携強化

- (6) 研修会等への積極的な参加を通じた職員の資質向上と意識改革

- (7) 認知症高齢者の急増に伴う「認知症ケア」に関する職員研修の実施